

原告意見陳述

令和2年10月15日

大阪地方裁判所第5民事部合議4A係 御中

住 所

氏 名

印

- 1 原告の※※※です。私は、平成20年から学校法人追手門学院の専任事務職員として働いてきました。業務については真面目に取り組んでおり、上司からも安心して見ていただくと評価されてきました。
- 2 9年目の平成28年7月、理事長や常務理事らによる執行部面談で、突然、学院が求めている職員像に達していないとして平成29年末で退職していただくと言われました。そして研修の参加を命じられ、改善しなければ退職勧奨を受け入れるようにと言われました。「退職」という言葉に「まさか自分が」と戸惑いましたが、退職するわけにはいきませんでしたので、心して研修に臨みました。
研修は18名が集められ、学院関係者が周りに座って監視される中、5日間計40時間にわたって行われました。研修の冒頭、学院から全権を委任されていたという西條講師から、事前の執行部の打ち合わせで再三確認している事項として、18名全員が平成29年末で学院から退いていただきたいと言われました。研修で頑張れば、という当初の思いはすぐに崩れ、もう逃げられないという気持ちになりました。その後も、西條講師は、「退職は、学院のパワーを持った意思決定であり、その決定は覆せない」などと繰り返しました。
研修では、私は他の受講者の前で「あなたにはもうチャンスがない」などと罵倒されました。また他の受講生への普段耳にすることがないような暴言を延々と聞かされました。自分が言われている以上に他の方が目の前で貶められていることも堪え難いものでした。受講者は真っ青な顔をしていた方、なかには泣き出す方もいました。次第に気が遠くなり、ここで起こっていることは現実なのだろうかと思いました。
- 3 私はこれまで担当した業務を一生懸命担ってきたという自負があり、またもちろん生活のこともありましたので、研修中や研修後にも「退職しない」と何度も表明し、指摘された点の改善について自分なりの考えを伝えてきました。しかし、一向に受け入れられず、何度も学院執行部に取り囲まれる面談が続き、退職するよう迫られました。川原理事長からは、解雇もあり得るとまで言われまし

た。退職期限の平成29年3月末には「退職勧告書」を読み上げられ渡されました。

- 4 私の心身に異変が出始めたのは研修中からでした。研修期間中ほとんど食べられず、眠れませんでした。心配や不安にさせることを思うと、家族にもなかなか話せませんでした。私の様子があまりにおかしいと感じた妻から「心療内科の予約を取ったから」と受診を勧められ、受診したところ、抑うつ状態と診断されました。

診断後も生活の基盤を失うかもしれない不安から、通院しながら我慢して勤務を続けましたが、どんなに仕事をして「これでよいのか」と不安を常に感じ、ミスをすれば解雇されるのではという恐怖から、行動の一つ一つに時間がかかるようになりました。休日も何もやる気が起きず、ただ横になっていることが多くなりました。妻から「陰しい表情をしている」と何度も指摘されました。

その後も退職を迫られる執行部面談が続きました。いつまた呼び出されるか、解雇と言われるかビクビクするようになりました。平成30年1月、起き上がることができなくなり、以後休職せざるを得なくなりました。

研修から4年以上経った今も回復の兆しが見えません。時折、研修や面談を思い出して、夜中に何度も目が覚め、その後眠れなくなります。なぜ、こんな自分になってしまったのかと情けなくなり、家族にも申し訳ない気持ちです。いま一番不安なのは、1年後、また10年後、自分は一体どうなっているだろうか、元の自分に戻れるのだろうか、一生このままなんだろうか、ということです。

- 5 追手門学院は、未だ私たち被害者に謝罪していません。それどころか、学院のホームページでは、研修は「人材育成のために行ったもの」で、講師の発言は、「受講生の消極的な態度を指導したもの」と正当化しています。学院の答弁書でも、学院は全く悪くない、問題があったのは私たちの方だと言われています。私たちへの人格攻撃はいまも続いているのです。

追手門学院は教育機関であり、理事長は弁護士です。なぜ一生懸命職員として働いてきた私たちが、ここまでされなければならないのでしょうか。私が裁判に踏み切ったのは、たとえ回復して職場に戻ってもこのまま学院が何も変わらないままと同じことが繰り返されるのではないかと恐怖を覚えたからです。

この裁判によって、退職強要によって失われた心と時間を取り戻し、職場に復帰するきっかけをつかみたいと思っています。

以 上